

# 5

## ご案内

### CONTENTS

- 1.郵便貯金の預入限度額等 ……120**
  - (1) 郵便貯金の預入限度額 ……120
  - (2) 郵便貯金の貸付限度額 ……120
  - (3) 郵便貯金通帳の冊数制限 ……120
  - (4) 郵便貯金の預入限度額、貸付限度額及び冊数制限の管理…120
  
- 2.郵便貯金の本人確認 ……121**
  
- 3.郵便貯金の非課税制度 ……121**
  
- 4.キャッシュカード再発行手数料等の新設…122**

# 1 郵便貯金の預入限度額等

## 1 郵便貯金の預入限度額

【郵便貯金のご利用は、法律の定めによりお一人1,000万円まで】

一般の限度額の範囲内(1,000万円)で、通常貯金、積立貯金、定額貯金、定期貯金、教育積立貯金がご利用になれます(注)。ただし、教育積立貯金は積み立てられる金額が200万円までとなっています。

また、この一般の限度額とは別に、住宅の購入などの資金づくりに便利な住宅積立貯金を50万円までご利用になれます(住宅積立貯金専用の限度額)。

このほか、勤労者の方を対象とした財形貯金は、一般財形定額貯金、財形年金定額貯金、財形住宅定額貯金の3種類の貯金を合わせて、一般の限度額や住宅積立貯金専用の限度額とは別枠で550万円までご利用できます(財形貯金専用の限度額)。ただし、財形年金定額貯金は385万円がお預かりできる限度となっています。

なお、一般財形定額貯金については、財形貯金専用の限度額が一杯となっても、一般の限度額に余裕があれば、その余裕額までは貯金することができます。

注：確定拠出年金において、郵便貯金を運用商品とするプランの加入者又は運用指図者となられた方は、一般の限度額の範囲内で、プランで提示された郵便貯金への運用の指図ができます。

## 2 郵便貯金の貸付限度額

【郵便貯金を担保とした貸付けは、法令の定めによりお一人300万円まで】

預金者の生活上の必要を満たすため、定額貯金、定期貯金、財形定額貯金、積立貯金を担保に預入金額に利子を加えた額の90%以内、かつ、300万円まで貸付けをご利用になれます。ただし、積立貯金並びに総合通帳にセットされた定額貯金又は定期貯金などは、預入金額の90%以内かつ300万円までとなっています。

## 3 郵便貯金通帳の冊数制限

【通常貯金通帳及び住宅積立貯金通帳は、法律の定めによりお一人1冊まで】

通常貯金通帳については、通常貯金の種類ごとにお一人さま1冊まで(冊数制限)となっています。また、住宅積立貯金通帳についても、お一人さま1冊までとなっています。

## 4 郵便貯金の預入限度額、貸付限度額及び冊数制限の管理

郵便貯金のデータはコンピューターで全国分を一括管理しており、預入限度額及び貸付限度額を超えていないか又は冊数制限に反して通帳が作られていないか管理しています。

- ・ 預入限度額を超えた場合には、お客さまにお知らせして預入限度額の範囲内になるよう貯金の一部を払戻していただきます。なお、預入限度額の範囲内になるよう払戻していただけないときは、預入限度額の範囲内となるよう貯金の一部を払戻しさせていただきます。その払戻金で国債を購入させていただくこととなりますので、ご注意ください。
- ・ 貸付限度額を超えた場合には、お客さまにお知らせして貸付限度額の範囲内になるよう貸付金の一部を返還していただきます。なお、貸付限度額の範囲内になるよう返還していただけないときは、貸付限度額の範囲内になるよう、貸付けの担保とする郵便貯金を払戻しさせていただきます。その払戻金から、貸付金とその利子を返還させていただくこととなりますので、ご注意ください。
- ・ 通常貯金について同じ種類の通帳を2冊以上ご利用になられている場合には、お客さまにお知らせして1冊になるよう他の通帳について解約等していただきます。

なお、冊数制限に違反して2冊以上ご利用になりますと、2冊目以降の通帳には利子が付かなくなるほか、2冊目以降の通帳で既にお支払いした利子があるときは、その金額を貯金残高から控除し、又は追徴させていただくこととなりますので、ご注意ください。

## 2 郵便貯金の本人確認

郵便局では、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）」に基づくほか、預入限度額の管理を行うため、口座を開設されるときや200万円を超える大口の現金取引をされるときは、お客さまからお名前・ご住所・生年月日の入った公的機関の発行した証明書類の原本を提示していただき、ご本人であることを確認させていただきます。

なお、すでにお持ちの通帳や貯金証書についても住所変更や氏名変更の届出をされるときには本人確認をさせていただきます。200万円を超える大口の現金取引等（新たな預け入れや払戻し・解約等）をされるときにも、改めて本人確認をお願いすることがあります。

日頃ご利用いただく郵便局で、一度、本人確認をさせていただくと、次回から本人確認書類の提示を省略することができますので、本人確認資料を提出されたときに、次回からも当該局を利用する旨を局員にお申し付けください。

また、ご提示いただいた証明書類については、後日、確認した書類が特定できるようコピー等を取らせていただいています。

ご本人の確認が必要なお取扱い	本人確認に使用できる書類等												
郵便貯金の新規預入等 郵便振替の加入 国債等振替口座の開設 200万円を超える現金又は証券の受払を行う大口の現金取引（為替の振出し／払渡し、口座への払込み、小切手・払戻証書等の払渡し、外貨両替・旅行小切手） 外国への送金・外国からの送金の受領 住所変更又は氏名変更の届出 など	次の書類（住所、氏名及び生年月日が記載されているものに限り、のいずれかひとつ） <table border="0"><tr><td>運転免許証</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td></tr><tr><td>各種保険証</td><td>療育手帳</td></tr><tr><td>国民年金手帳</td><td>戦傷病者手帳</td></tr><tr><td>児童扶養手当証書</td><td>外国人登録証明書</td></tr><tr><td>特別児童扶養手当証書</td><td>旅券（パスポート）</td></tr><tr><td>身体障害者手帳</td><td>住民基本台帳カード（写真付に限り、）</td></tr></table> など	運転免許証	精神障害者保健福祉手帳	各種保険証	療育手帳	国民年金手帳	戦傷病者手帳	児童扶養手当証書	外国人登録証明書	特別児童扶養手当証書	旅券（パスポート）	身体障害者手帳	住民基本台帳カード（写真付に限り、）
運転免許証	精神障害者保健福祉手帳												
各種保険証	療育手帳												
国民年金手帳	戦傷病者手帳												
児童扶養手当証書	外国人登録証明書												
特別児童扶養手当証書	旅券（パスポート）												
身体障害者手帳	住民基本台帳カード（写真付に限り、）												

注：法人の場合は、登記簿謄本等により確認させていただきます。また、法人の場合や代理人が手続を行われる場合は、名義人のほか、手続を行われる方の本人確認もさせていただきます。

## 3 郵便貯金の非課税制度

身体障害者手帳をお持ちの方、遺族年金を受給されている方（妻に限り、）等は、民間金融機関と別枠で、郵便貯金の元本350万円までの利子を非課税扱いで預入することができます。（注1）

非課税扱いで預入する際は、所得税法令の規定に基づいて、公的書類（注2）の原本を提示していただき、所得税法令に定める非課税対象者であることを確認させていただきます。

なお、350万円の限度額を超えて申し込まれた場合は、非課税としてお預けになったすべての郵便貯金の利子が課税扱いとなりますので、お手持ちの貯金証書等により預入額を確認していただくなどお気をつけください。（注3）

また、高齢者等の少額公債の利子非課税制度があり、民間金融機関と共通枠で、国債と地方債（注4）の額面の350万円までの利子が非課税となります。（注1）

その他、勤労者の方（注5）を対象とした「財形貯蓄非課税制度」があります。ただし、非課税扱いとなる対象は、使用目的を限定した財形住宅定額貯金と財形年金定額貯金（注6）だけで、一般財形定額貯金は課税扱いとなります。非課税限度額は、財形住宅定額貯金と財形年金定額貯金を合わせて最高550万円（ただし、財形年金定額貯金は最高385万円）となっています。

注1：非課税制度は、平成15年1月1日から改組されました。詳しくは「高齢者等の少額貯蓄非課税制度の改組」をご覧ください。

注2：公的書類とは、非課税対象者であること住所・氏名・生年月日が確認できる身体障害者手帳、年金証書など所得税法令により規定された書類となっています。

注3：通常貯金、積立貯金、担保貯金又は通帳式の定額・定期貯金を非課税扱いで預け入れする際に最高限度額を設定されたときは、実際の預入金額にかかわらず最高限度額の金額が当該貯金の預入額として、非課税総額の計算を行いますのでご注意ください。

注4：郵便局では地方債の販売は行っていません。（平成16年7月現在）

注5：勤労者の方とは、勤労者財産形成促進法第2条における「職業の種類を問わず、事業主に雇用されている者」であり、事業主の方、事業主に雇用されていない方は、対象となりません。

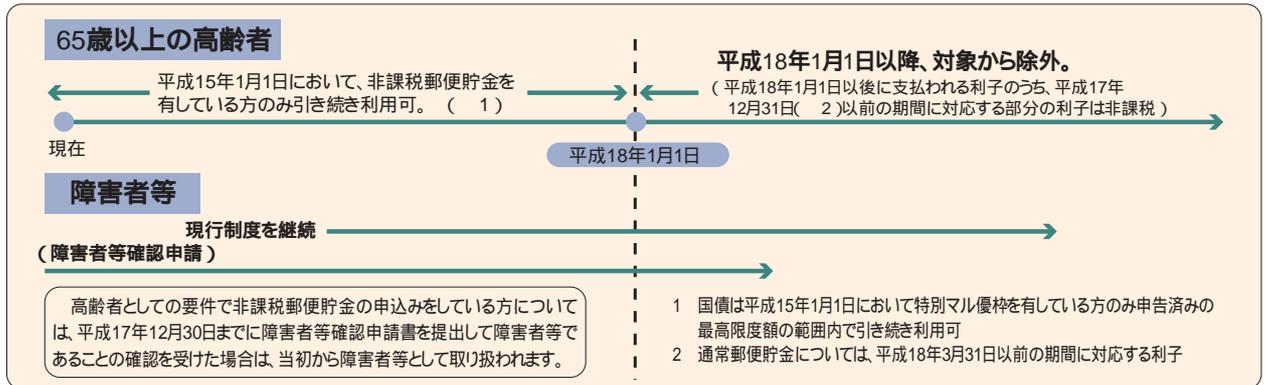
注6：財形住宅定額貯金、財形年金定額貯金のご利用は、1人の勤労者の方につき、各々1契約に限られます。

## 高齢者等の少額貯蓄非課税制度の改組

平成14年4月1日に租税特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者等の少額貯蓄非課税制度(いわゆる老人マル優)及び高齢者等の少額公債の利子非課税制度(特別マル優)については、適用対象者である年齢65歳以上の方(障害者等に該当する方を除く。)が、平成15年1月1日から段階的に適用対象外となり、平成18年1月1日以降、障害者等の少額貯蓄非課税制度及び障害者等の少額公債の利子非課税制度に改組されることになりました。

65歳以上の方(障害者等に該当する方を除く。)については、平成15年1月1日において、それ以前に預入した非課税扱いの郵便貯金を預入していた方(国債は特別マル優枠を有している方)に限り、非課税制度をご利用することができます。

### 改組の概要



【65歳以上の方で、障害者の方や遺族年金を受給されている方(妻に限りです。)などの取扱い】

非課税扱いの郵便貯金及び国債については、平成17年12月30日までに「障害者等確認申請書」を提出していただきますと、平成18年1月1日以降の預け入れ期間に対応する利子も引き続き非課税扱いとなります(注)ので、次の書類等をお持ちの上、お近くの郵便局(国債につきましては、非課税扱いの国債をご購入された郵便局)にお届けください。

ご利用いただいているすべての非課税扱いの通帳及び貯金証書

障害者の方や遺族年金を受給されている方(妻に限りです。)等であることが確認できる身体障害者手帳や年金証書等の書類(年金証書等に住所又は生年月日が記載されていない場合は、併せて住所や生年月日が確認できる健康保険証等の書類が必要。また、妻であることが非課税要件であるものについては年金証書等に妻である旨の記載がない場合は、妻であることを証明できる住民票等の書類が必要)

注：平成17年12月30日までに「障害者等確認申請書」を提出していただかなかった場合は、平成18年1月1日以降(通常郵便貯金については平成18年4月1日以降)の預け入れ期間に対応する利子に対しては課税されることがありますので、お早めに手続をお取りください。

## 4 キャッシュカード再発行手数料等の新設

平成16年9月1日から、キャッシュカードの再発行等の取扱いについて、受益者負担の観点から、手数料を新設させていただきますことになりました。概要は、以下のとおりです。

サービス	内容	手数料(税込み)
キャッシュカードの再発行	紛失、汚染・き損又は新しいカードへの交換(磁気不良を除く。)を理由として、キャッシュカードを再発行する取扱い	1,000円
残高証明書の発行	お客さまが指定した通帳、貯金証書又は郵便振替口座の現在高を証明する取扱い	(郵便貯金関係) 500円 (郵便振替関係) ・個別発行 500円 ・定期発行 100円
入出金照会 / 受払照会	お客さまが指定した一定期間(過去5年以内)における通常郵便貯金の入出金状況又は郵便振替口座の受払状況を調査して回答する取扱い	500円
受払通知票等の再発行	お客さまが指定した特定の日(過去5年以内)における郵便振替に係る受払通知票又は払込取扱票等を再発行する取扱い	500円

# 日本郵政公社法施行規則に基づく索引

## 日本郵政公社法施行規則 第42条(単体決算関係)

公社は、法第六十五条第二項の規定に基づき、毎事業年度、郵便貯金業務に関し、次に掲げる事項を公表しなければならない。

1 組織に関する次に掲げる事項	
イ 組織の概要	65
ロ 役員の氏名及び役職	65
ハ 主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地	66
ニ 都道府県別の郵便局の数	63
2 業務の内容	56
3 業務に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における業務の概況	11-12
ロ 直近の五事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	87
(2) 経常利益又は経常損失	87
(3) 当期利益又は当期損失	87
(4) 郵便貯金業務の区分に係る貸借対照表の内訳中資本の部において記載された設立時資産・負債差額の金額	87
(5) 純資産額	87
(6) 総資産額	87
(7) 郵便貯金残高及び郵便振替預り金残高	87
(8) 貸付金残高	87
(9) 有価証券残高	87
(10) 法第三十六条第一項又は第二項の規定による整理を行った後の積立金の額及び法第三十七条に規定する 公社の経営の健全性を確保するため必要な額として政令で定めるところにより計算した額	87
(11) 職員数	87
ハ 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標として以下に掲げる事項	
・ 業務の状況を示す指標	
1 業務粗利益及び業務粗利益率	88
2 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	88
3 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	88
4 受取利息及び支払利息の増減	89
5 総資産経常利益率及び資本経常利益率	89
6 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	89
・ 郵便貯金に関する指標	
1 流動性貯金、定期性貯金の平均残高	89
2 定期性貯金(郵便貯金法第七条第三号に規定する定額郵便貯金を除く。)の残存期間別の残高	90
3 定期性貯金の預入期間別の残高	90
・ 資産運用に関する指標	
1 主要資産(現金預け金、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、 預託金、貸付金、合計(うち海外投融資)等)の区分ごとの平均残高	106
2 主要資産(現金預け金、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券 (公社債、外国債、その他の証券)、預託金、貸付金(預金者貸付、国債等担保貸付、 地方公共団体貸付、郵便業務への融通)、その他、合計(うち外貨建資産)等)の区分ごとの 資産の構成及び資産の増減	105
3 現金預け金、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、公社債、外国債、 預託金、貸付金(うち地方公共団体貸付)、合計等の区分ごとの運用利回り	106

4 預け金利息、有価証券利息（公社債利息、外国債利息）、預託金利息、貸付金利息、 コールローン利息、買現先利息、その他、合計等の区分ごとの利息収入明細	106
5 有価証券の種類別（国債、地方債、社債（うち公庫公団債等）、外国債、その他の証券、合計等 の区分をいう。）の残高、平均残高及び残存期間別残高	106-107
6 外貨建資産（公社債、現金預け金・その他、小計）、円貨額が確定した外貨建資産（公社債、現金 預け金・その他、小計）、円貨建資産（公社債（円建外債））の区分ごとの海外投融資残高	110
7 外国債の地域別及び通貨別構成	110
8 貯証率の期末値及び期中平均値	114
9 預金者貸付、国債等担保貸付、地方公共団体貸付及び郵便業務への融通の区分ごとの貸付金の 残存期間別残高	110
10 担保の種類別（貯金、有価証券及び信用の区分をいう。）の貸付金残高	111
11 地方公共団体貸付の対象別（郵便貯金法施行規則（平成十五年総務省令第八号）第七条第二項 第二号の規定に基づき総務大臣が通知する対象の区分をいう。）及び都道府県別の 貸付金残高	111-113
12 貯貸率の期末値及び期中平均値	114
4 業務の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	24-28
ロ 法令遵守の体制	22-23
5 直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ 郵便貯金業務の区分に係る貸借対照表の内訳、損益計算書の内訳及びキャッシュ・フロー計算書の内訳	76-83
ロ 債権（貸付有価証券及びその未収利息をいう。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、 決算期において次に掲げるものに区分することによって得られた各々の金額（決算処理後の金額とする。）	
（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に 陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）	85
（2）危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、 契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。）	85
（3）正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、（1）又は（2）に掲げる 債権以外のものに区分される債権をいう。）	85
ハ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
（1）有価証券	85-86
（2）金銭の信託	86
（3）債券先物取引、債券オプション取引、先物外国為替取引及び通貨オプション取引	86
ニ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	87
ホ 債権償却の額	87

#### 日本郵政公社法施行規則 第44条（連結決算関係）

該当ありません。

## 索引

	アクションプラン	21		ひまわりサービス	37-38
あ	ATM・CD提携サービス	15,30,103		Pay - easy( ペイジー )サービスへの対応	15,48-49
	ATM等設置台数	64	は	ホームページ	61-62
	お客さま相談窓口	67-69		ボランティア貯金	39-40,94
	介護貯金	34		ボランティア貯金作文コンクール	40
	確定拠出年金の取扱状況	51		本人確認	121
	環境への取組	31-33	ま	マルチペイメントネットワークサービス	15,48-49
	管理会計の導入	24		民間金融機関との提携	15,30-31
	金銭の信託状況	45,86, 114-117		メルパルク( 郵便貯金会館 )	66
か	金利の設定	46		郵貯インターネットホームサービス	47,61
	暮らしの相談センター	69		郵便局1局当たりの指数	104
	国際交流	41		郵便貯金会館( メルパルク )	66
	国債の販売	50,102		郵便貯金現在高	88,91
	国際ボランティア貯金	39-40,94		郵便貯金シェア	10
	こども郵便局	37	や	郵便貯金資金の運用状況	14,43-45
	コンプライアンス( 法令等の遵守 )の取組	22-24		郵便貯金資金の運用資産の構成割合	118
	災害義援金の送金の無料取扱い	36		郵便貯金取扱局数	63
	災害ボランティア口座	36		郵便貯金の口座数等	92
	財務の状況	12-14		郵便貯金の種類別預払状況	92
	自主運用の状況	14,44-45		郵便貯金の非課税制度	121
	種類別残高	88-89,91		郵便貯金の預入限度額	120
さ	商品・サービス	57-60		預金者貸付状況	111
	職員数	87	ら	リスク管理体制	24-29
	職員の能力開発	29	わ	「私のアイデア貯金箱」コンクール	37
	職員1人当たりの指数	104			
	JPSの取組	30			
	組織	55,65			
	宝くじ受託販売の状況	103			
	地方公共団体貸付残高	111-113			
	中期経営目標・中期経営計画	18-19			
た	通帳( 証書 )やキャッシュカードの紛失	67			
	デビットカードサービス	47			
	点字による各種サービスの提供	35			
	都道府県別郵便局数	63			
	都道府県別郵便貯金残高・貸付残高・住民1人当たりの郵便貯金保有額	93			
	ニュー福祉定期貯金	34			
な	年金配達サービス	34			
	年度経営計画	20			

日本郵政公社

〒100-8798

東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

TEL : ( 03 ) 3504-4411

URL : <http://www.japanpost.jp/>



この冊子は、古紙配合率100%再生紙を使用し、  
アロマフリータイプ大豆油インキで印刷されています。